

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県中小家畜試験場機械警備業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
別添「警備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務場所
鳥取県西伯郡南部町北方633 鳥取県中小家畜試験場
鳥取県西伯郡南部町絹屋108 鳥取県中小家畜試験場絹屋分場

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の機械警備に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (7) 受注者の監視センターで異常が発生したことを受信したときから、25分以内に当該現場に巡回警備員を到着させることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中小家畜試験場

4 入札手続

- (1) 入札の手続き及び調達案件の仕様に関する担当部局
〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方633
鳥取県中小家畜試験場
電話 0859-66-4121
電子メール chushokachiku@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付方法
令和8年1月22日（木）から同年2月2日（月）までの間にインターネットの鳥取県中小家畜試験場ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
 - ア 交付期間及び交付時間
令和8年1月22日（木）から同年2月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。
 - イ 交付場所
(1)に同じ。
- (3) 警備用装置類設置状況一覧表及び警備図面の交付方法
警備用装置類設置状況一覧表及び警備図面は、入札参加の意思を示した者に個別に交付する。
- (4) 郵便等による入札

ア 可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関

する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、4 の（1）の場所に送付すること。

イ 提出期限

令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 5 時まで（必着）

（5）開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 2 月 18 日（水）午前 11 時即時開札。

イ 場所

〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方 6 3 3

鳥取県中小家畜試験場 会議室（本館 2 階）

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 1 号）を作成し、電子メールにより 4 の（1）の場所に令和 8 年 1 月 28 日（水）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和 8 年 1 月 29 日（木）に鳥取県中小家畜試験場ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>)によりまとめて閲覧に供する。

ただし、警備に係る重要な事項で、一般の供覧に不適当と認めることについては、8 の（1）により入札参加資格が有りとなされた者全員に対してのみ、個別に連絡する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出資料を作成の上、郵便等により 4 の（1）の場所に令和 8 年 2 月 2 日（月）午後 5 時までに、提出しなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は 1 部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第 2 号）

（2）2 の（5）を証するもの（警備業法第 5 条第 2 項の規定により都道府県公安委員会が交付した認定証の写し）

（3）2 の（6）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その 1）の写し（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 28 号）第 10 号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 入札参加資格審査について

（1）6 の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 8 年 2 月 4 日（水）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県中小家畜試験場長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 8 年 2 月 9 日（月）までに説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県中小家畜試験場長は、説明を求めた者に対して令和 8 年 2 月 16 日（月）までに書面により回答する。

9 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札条件

（1）入札は紙入札による。

（2）入札書（様式第 3 号）を使用すること。

（3）入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。（消費税不課税、非課税のものを除く。）課税業者にあつては、内訳として消

費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、各年度の委託料の支払額については、委託料総額に対して次の割合を基本とし、契約時に入札者と落札者が協議して決定する。

年度	委託料総額に対する割合
令和8年度	1／3
令和9年度	1／3
令和10年度	1／3

- (4) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
 - (5) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (6) 入札書は、「入札書」及び本件業務の名称を明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
 - (7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
 - (8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (9) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合（代表者以外の者が入札を行うときは、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を4の（5）（郵便等による入札の場合は4の（1））の場所に提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
 - (10) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県中小家畜試験場長 尾崎 裕昭」とすること。
 - (11) 再度入札は、2回とする。（初度入札と併せて3回とする。）再度入札で落札しない場合は、随意契約へ移行する。
 - (12) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
 - (13) 無効の入札書を提出した入札者は、再度入札に参加することはできない。
- 11 入札の無効
- 次に掲げる入札は無効とする。
- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
 - (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
 - (4) 委任状のない代理人の入札
 - (5) 入札に関して不正のあった者の入札
 - (6) 記名のない入札書による入札
 - (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
 - (8) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
 - (9) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札
 - (10) 政令、会計規則、本件公告又はこの入札説明書に違反した入札
- 12 落札者の決定方法
- 本件調達公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。郵便等による入札者については当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- 13 契約書作成の要否
- 要
- 14 手続における交渉の有無
- 無
- 15 その他
- (1) 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書（様式第5号）を提出すること。
 - (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
 - (3) 本件入札参加資格確認に係る事項の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- 受注者は、契約の履行を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 9の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、4の(1)の場所に提出すること。
- (7) 個人情報の保護
- 受注者は、業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を4の(1)の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、受注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還

し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。